

児童福祉専門分科会運営要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、豊中市社会福祉審議会規則（平成 23 年豊中市規則第 31 号）第 5 条の規定に基づき、児童福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 専門分科会は、次の事項について市長からの求めに応じ、意見を述べるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 45 条第 1 項に規定する児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所に限る。以下同じ。）の設備及び運営についての基準に関すること。
- (2) 法第 34 条の 16 に規定する家庭的保育事業等の設備及び運営についての基準に関すること。
- (3) 法第 34 条の 8 の 2 に規定する放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準に関すること。
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「改正認定こども園法」という。）第 13 条に規定する幼保連携型認定こども園の設備及び運営についての基準に関すること。
- (5) 法第 35 条第 6 項又は第 58 条第 1 項に規定する保育所の認可又は認可の取消しに関すること。
- (6) 法第 34 条の 15 第 4 項、第 34 条の 17 第 4 項又は第 58 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等の認可、事業制限若しくは事業停止命令又は認可の取消しに関すること。
- (7) 改正認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項又は第 22 条第 2 項に規定する幼保連携型認定こども園の認可、事業停止若しくは施設閉鎖命令又は認可の取消しに関すること。
- (8) 法第 46 条第 4 項に規定する児童福祉施設の事業停止命令に関すること。
- (9) 法第 34 条の 8 の 3 第 4 項に規定する放課後児童健全育成事業の事業制限又は事業停止命令に関すること。
- (10) 法第 59 条第 5 項に規定する無認可児童福祉施設の事業停止又は施設閉鎖命令に関すること。
- (11) 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年豊中市条例第 59 号）第 4 条第 1 項に規定する勧告に関すること。
- (12) 豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年豊中市条例第 48 号）第 4 条第 1 項に規定する勧告に関すること。

- (13) 豊中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第61号）第4条第1項に規定する勧告に関すること。
- (14) 豊中市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第46号）第4条第1項に規定する勧告に関すること。
- (15) 豊中市内にある又は豊中市内で実施される特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業における子どもの死亡事故等の重大事故の検証及び、必要な再発防止策の検討に関すること。
- (16) 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付金のうち、次に掲げる資金の申請に関すること。
 - ア 事業開始資金のうち、100万円を超えるもの
 - イ 住宅資金のうち、100万円を超えるもの
 - ウ 生活資金の単独貸付申請があった場合のうち、100万円を超えるもの（ただし、失業貸付を除く。）
 - エ その他市長が必要と認めるもの
- (17) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年7月1日 厚生省令第224号）第13条に規定する母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付金の停止に関すること。
- (18) その他児童、母子及び父子の福祉に関すること。

（会議）

第3条 専門分科会長は、専門分科会における審議状況及び結果を豊中市社会福祉審議会に報告しなければならない。

（委任）

第4条 この要綱に定めるもののほか、専門分科会の運営について必要な事項は、専門分科会長が別に定める。

附則

この要綱は平成24年7月26日から実施する。

附則

- 1 この要綱は平成26年7月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の日から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の前日までの間における第2条第2号から第4号までの規定の適用については、同条第2号及び第3号中「法」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法

律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）による改正後の法」と、同条第 4 号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とする。

附則

- 1 この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱の実施の日から子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行の日の前日までの間における第 2 条第 2 号から第 6 号までの規定の適用については、同条第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号中「法」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）による改正後の法」と、同条第 4 号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とする。

附則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から実施する。